

第142期定時株主総会資料

（ 電子提供措置事項のうち法令及び定款に基づく
書面交付請求による交付書面に記載しない事項 ）

- 事業報告
「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要」
- 計算書類
「個別注記表」

第142期（2024年10月1日から2025年9月30日まで）

ホウライ株式会社

上記事項につきましては、法令及び当社定款第18条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。

なお、本株主総会におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、株主の皆様へ電子提供措置事項から上記事項を除いたものを記載した書面を一律でお送りいたします。

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

当社は、「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制」について、取締役会において基本方針を定め、適宜見直しを実施しております。取締役会決議の内容の概要及び当該体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

(1) 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

コンプライアンス体制については、策定済の「経営理念」、「行動指針」及び「コンプライアンス規程」を取締役及び使用人に周知徹底し、法令はもとより社内規程、企業倫理、社会規範に基づき、良識をもって行動することを徹底している。

内部監査室は他の本社管理部門及び事業本部から独立した立場で、遵守状況や体制が適切であるかをチェックする。

監査役会は内部監査室とも連携を図りつつ、独自の立場で遵守状況や体制が適切であるかを監視し、問題があれば取締役会に報告する。

取締役会は問題点の把握と改善に努め、適宜コンプライアンス体制の見直しを図る。

また、社会秩序や健全な企業活動を脅かす反社会的勢力とは一切の関係を持たず、不当要求には組織として毅然とした態度で対応する。

【運用状況の概要】

経営に関わる関係法令の洗い出しを実施し、またコンプライアンス研修やアンケートを定期的に実施して、コンプライアンス意識の徹底と法令違反等の防止を図っている。

各部にコンプライアンス・オフィサーを置くとともに、内部通報制度を導入することで、法令違反等の早期発見と是正を図っている。

反社会的勢力への対応については、外部専門機関や所轄警察署との協力体制を整えている。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

情報管理体制については、「情報管理規程」、「文書管理規程」、「システムセキュリティ管理規程」及び基準・ガイドラインを定め、情報資産の取扱いと保存・管理の体制を構築している。

【運用状況の概要】

取締役会等重要会議の議事録その他重要な情報は、情報管理・システムセキュリティに関する諸規程に従い、適切に保存され、管理されている。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理体制については、「リスク管理規程」を定め、主要なリスクを認識のうえ、未然防止対策を講じたり、発生した際のマニュアルを作成する等万全を期している。

今後更に、全社に内在するリスクを見直し、体系的に管理を強化してゆく。

【運用状況の概要】

主要なリスクのうち、経営ないし事業存続に重大な影響を与えるリスクをトップリスクと位置づけ、対応方針、対応具体策を策定（Plan）、実践（Do）し、四半期毎の報告と本社によるモニタリング（Check）を行い、それを踏まえた対策（Action）を講じるPDCAサイクルを実施している。

また、重大事項を未然に防ぐ観点から、KRI（Key Risk Indicator：重要リスク管理指標）を設定し、モニタリングする体制を構築・実施している。

また、取締役会の任意の諮問機関としてリスク委員会を設置。リスク委員会は委員5名中4名が社外役員で構成され、当社を取り巻く環境・リスクを認識し、当社の適切なリスクテイクを支える助言を取締役に答申している。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の担当区分を適切に定めるとともに、経営会議や取締役会で業務計画の策定・計画の進捗管理等を適切に行うことにより職務執行の効率性を確保している。

引き続き、施策の妥当性や経営資源の効率的配分等に関する協議や、組織・職務権限等効率性に係る規程の見直し等により、職務執行の効率性の向上を図ってゆく。

【運用状況の概要】

中期経営計画、業務計画を作成し、取締役会、経営会議で進捗状況を報告し、管理している。

取締役の担当区分を決めるとともに職務権限規程を定めて、職務執行の効率化を図っている。意思決定の迅速化と効率化を一層図るため、職務権限規程を適宜見直し、権限委譲を進めている。

(5) 企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社においては、該当事項はない。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、協議のうえ、取締役の指揮命令を受けない使用人を監査役の補助スタッフとして置くことができるものとする。

当該使用人については、取締役からの独立性及び監査役の指示の実効性を確保するため専任とし、異動・処遇・懲戒等の人事事項については常勤監査役と事前協議のうえ実施するものとする。

【運用状況の概要】

現時点では監査役を補助すべき使用人を置いていないが、監査役から求めがあった場合は、調査・協議のうえ、基本方針に基づいて適切な措置を取る。

- (7) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制、その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役及び使用人は、当社の業務執行状況、財務の状況、全社的に重大な影響を及ぼす事項等について監査役へ適宜報告している。監査役に報告をした者に対して、その報告をしたことを理由として不利益な取扱いを行うことを禁止し、その旨を取締役及び使用人に周知徹底する。報告体制については今後適宜見直し、強化してゆく。

監査役は重要な意思決定プロセスや業務執行状況等を把握するため取締役会、経営会議に出席するとともに、重要情報を閲覧し、必要に応じて取締役及び使用人に説明を求めている。

監査役が、その職務の執行について生ずる費用の前払い又は精算等の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

【運用状況の概要】

監査役は毎月の取締役会、経営会議に出席するとともに、重要書類を閲覧し、また取締役及び使用人から重要事項について報告を受け、必要に応じて説明を求めることにより、経営執行状況を監視している。

また監査役は代表取締役、社外取締役、会計監査人、内部監査室と定期的に意見交換し、監査の実効性を高めている。

- (8) 財務報告の信頼性を確保するための体制

代表取締役は「内部統制システムに関する基本方針」及び「財務報告に係る内部統制の基本方針」に基づき、財務報告に係る内部統制の体制整備を行う。

取締役会は、財務報告に係る内部統制に関して、適切に監督を行う。

【運用状況の概要】

財務企画部及び内部監査室が、毎年策定する内部統制評価基本計画に基づき整備状況・運用状況を評価し、内部統制の有効性を確認している。業務フローの変更等に伴い、業務プロセス評価のための図表（業務記述書等）の見直しを実施している。

注記事項

I. 重要な会計方針に係る事項

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

製品、半製品、仕掛品、原材料の一部

総平均法による原価法

(主に、那須乳業工場のもの)

(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

商品、貯蔵品、上記以外の原材料

最終仕入原価法による原価法

(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

2. 固定資産の減価償却方法

(1) 有形固定資産

建物・構築物・乳牛

定額法

(リース資産を除く)

(ただし、2016年3月31日以前取得のゴルフ事業部以外の建物附属設備及び構築物は定率法)

その他

定率法

なお、主な耐用年数は建物が10年～50年、構築物が10年～30年であります。

(2) 無形固定資産

定額法

(リース資産を除く)

なお、主な耐用年数は自社利用のソフトウェアが社内における見込利用可能期間(5年)であります。

(3) リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零(残価保証の取決めがある場合は残価保証額)とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金	従業員の賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。
(3) 役員賞与引当金	役員賞与の支出に備えるため、当事業年度における支給見込額に基づき計上しております。
(4) 退職給付引当金	従業員及び執行役員（取締役である執行役員を除く）の退職給付に備えるため設定しております。 従業員部分につきましては、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。 執行役員部分については、規程に基づく期末要支給額を計上しております。 ①退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。 ②数理計算上の差異の費用処理方法 数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（9年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌事業年度から費用処理しております。
(5) 役員退職慰労引当金	役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。
4. 収益及び費用の計上基準	当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。 ①保険事業 保険事業においては、自動車保険、火災保険等の損害保険代理店業務、終身・定期及びがん保険を主とする生命保険募集業務を行っております。 これら保険販売においては、保険会社に対して保険契約の締結を報告し契約を開始させることが主な履行義務であると判断しております。 したがって、保険契約が有効となった時点で代理店手数料金額を収益として認識しております。

②不動産事業

不動産事業においては、当社所有ビルを中心とした不動産賃貸業、不動産の売買・仲介を行っております。また、千本松地区において太陽光発電事業者に対し土地の賃貸を行っております。

当該不動産の賃貸による収益は、「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号）に基づき収益を認識しております。なお、提供しているサービスのうち、代理人に該当すると判断したものについては、他の当事者が提供するサービスと交換に受け取る額から仕入先等に支払う額を控除した純額を収益として認識しております。

③千本松牧場

千本松牧場においては、原乳の生産及び乳製品の製造・販売を行い、また観光牧場としてレストラン、アミューズメント施設等を運営し、各種サービスの提供等を行っております。

商品または製品の販売、各種サービスの提供及び食事の提供については、役務提供を完了した時点で履行義務が充足されると判断し収益を認識しております。

ただし、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、出荷時から顧客に引渡される時までの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

また、提供しているサービスのうち、代理人に該当すると判断したものについては、顧客から受け取る額から仕入先等に支払う額を控除した純額を収益として認識しております。

④ゴルフ事業

ゴルフ事業においては、ホウライカントリー倶楽部及び西那須野カントリー倶楽部の運営を行っております。

各種サービスの提供及び食事の提供、商品の販売については、役務提供を完了した時点で履行義務が充足されると判断し収益を認識しております。ただし、一部の取引については、履行義務の充足につれて一定期間にわたり収益を認識しております。

5. その他計算書類作成のための基本となる事項

消費税等の会計処理

固定資産に係る控除対象外消費税は個々の資産の取得原価に算入しております。

Ⅱ. 重要な会計上の見積り

(固定資産の減損損失の認識の要否)

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

有形固定資産 15,847,931千円

減損損失 4,311千円

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

当事業年度においては、処分予定資産について、老朽化した建物等の取り壊しの方針の決定により、ヨーグルトの生産設備については、製造縮小に伴い当該製品製造に係る設備が使用中止となったため、関連する資産について減損損失を計上しております。

当社は、管理会計上の事業区分に基づく事業部を単位として資産をグルーピングしており、固定資産について、資産グループごと、また、遊休資産及び処分予定資産については個別物件単位で減損の兆候の有無を判定しております。減損の兆候となる主な事象としては、営業活動から生じる損益が継続してマイナス、または資産の用途もしくは経営戦略の著しい変更、経営環境の著しい悪化等が該当します。

減損の兆候が存在すると判定された場合、当該資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することによって、減損損失の認識の要否を判定します。減損損失の認識が必要と判定された場合は、当該資産グループの回収可能価額を見積り、当該資産グループの帳簿価額が回収可能価額を上回る場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として、当該事業年度の特別損失に計上しております。回収可能価額の算定にあたっては、正味売却価額と使用価値のいずれか高い方の金額を適用しております。正味売却価額は、処分費用見込額控除後の時価としており、時価の算定には観察可能な市場取引又は不動産鑑定評価額等の合理的に算定された額を使用しております。

当社は、当該検討において、経営者の承認を得た翌事業年度以降の事業計画を基礎としております。事業計画を策定する上での主要な仮定においては、事業区分ごとの過去実績や、マーケットの状況及び将来性、経営資源の適時投入による成長の可能性、基礎指標となる手数料率や賃料水準、商品価格、来場者数、顧客単価等の見積り等の諸条件を勘案しております。経営者は各条件が決算日において十分に合理的と判断しており、翌事業年度の計算書類に重要な影響を与えるような仮定の変動は想定しておりませんが、将来の不確実な経済条件の変動等により影響を受ける可能性があります。

Ⅲ. 貸借対照表に関する注記

1. 現金及び預金のうち保険会社勘定に見合うもの122,832千円は、当社が損害保険代理店として、保険契約者より領収した損害保険料を損害保険会社に納付するまでの一時預り金であり、資金使途が制限されており専用口座に別途保管しております。

2. 有形固定資産の減価償却累計額 14,344,137千円

3. 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産

建物	2,016,417千円
構築物	782千円
機械装置	5,648千円
土地	4,141,256千円
合計	6,164,104千円

② 担保に係る債務

1年内返済予定の長期借入金	120,800千円
長期借入金	2,858,400千円
合計	2,979,200千円

Ⅳ. 損益計算書に関する注記

減損損失

当事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

用途	場所	種類	減損損失
処分予定資産	旧千本松売店・レストラン等 (栃木県那須塩原市)	建物	1,937千円
		工具器具備品	210千円
		小　計	2,148千円
ヨーグルト生産設備	那須乳業工場 (栃木県那須塩原市)	建物	71千円
		機械装置	1,992千円
		ソフトウェア	98千円
		小　計	2,163千円
合計			4,311千円

当社は、管理会計上の事業区分に基づく事業部を単位として資産をグルーピングしており、固定資産について、資産グループごと、また、遊休資産及び処分予定資産については個別物件単位で減損の兆候の有無を判定しております。

上記の処分予定資産については、老朽化した建物等の取り壊しの方針の決定により、ヨーグルトの生産設備については、製造縮小に伴い当該製品製造に係る設備が使用中止となったため、関連する資産について帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失として特別損失に計上しました。

なお、回収可能価額は使用価値により測定しておりますが、将来キャッシュ・フローが見込めないため零としております。

V. 株主資本等変動計算書に関する注記

- | | | |
|-----------------------|------|------------|
| 1. 事業年度の末日における発行済株式の数 | 普通株式 | 4,212,000株 |
| 2. 事業年度の末日における自己株式の数 | 普通株式 | 23,925株 |

3. 配当に関する事項

① 配当金支払額等

2024年12月23日開催の第141期定時株主総会決議による配当に関する事項

- | | |
|------------|-------------|
| ・ 配当金の総額 | 92,142千円 |
| ・ 1株当たり配当額 | 66円 |
| ・ 基準日 | 2024年9月30日 |
| ・ 効力発生日 | 2024年12月24日 |

② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度になるもの

2025年12月23日開催予定の第142期定時株主総会において次のとおり付議いたします。

- | | |
|------------|-------------|
| ・ 配当金の総額 | 100,513千円 |
| ・ 1株当たり配当額 | 24円 |
| ・ 基準日 | 2025年9月30日 |
| ・ 効力発生日 | 2025年12月24日 |

Ⅵ. 税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

減損損失	2,293,952千円
賞与引当金	33,876千円
資産除去債務	32,870千円
役員退職慰労引当金	22,462千円
執行役員退職給付引当金	11,668千円
未払事業税	10,333千円
その他	37,200千円
繰延税金資産小計	2,442,365千円
評価性引当額	△2,265,734千円
繰延税金資産合計	176,630千円

(繰延税金負債)

その他有価証券評価差額金	△183,195千円
前払年金費用	△32,963千円
資産除去債務対応資産	△18,109千円
繰延税金負債合計	△234,268千円
繰延税金負債の純額	△57,638千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別内訳

法定実効税率	30.6%
(調整)	
住民税均等割	1.8%
交際費等永久に損金に算入されない項目	3.1%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△0.2%
評価性引当額	△4.6%
税率変更による影響	△0.2%
税額控除による影響	△4.3%
その他	△0.2%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	26.0%

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（令和7年法律第13号）が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、2026年10月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を30.6%から31.5%に変更し計算しております。

この変更により、当事業年度の繰延税金負債の金額（繰延税金資産の金額を控除した金額）は3,653千円増加し、法人税等調整額が1,580千円、その他有価証券評価差額金が5,234千円、それぞれ減少しております。

Ⅶ. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

設備投資計画に照らして、必要な資金は、自己資金と金融機関からの借入により調達しております。一時的な余資は主に流動性が高く、安全性の高い金融資産で運用しております。デリバティブ取引は全く利用しておらず、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、取引先の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、そのほとんどが2ヶ月以内の支払期日であります。

長期借入金は、設備投資に係る資金調達を目的としたものであり、返済日は決算日後、最長で8年8ヶ月後であります。このうち一部は、変動金利であるため金利の変動リスクに晒されております。

長期預り保証金は、不動産事業における賃貸不動産に係る敷金・保証金及びゴルフ事業におけるゴルフ場会員からの入会預り保証金であります。

これらの債務は、流動性リスクに晒されております。

保険会社勘定は、当社が保険代理店として、保険契約者より領収した損害保険料を損害保険会社に納付するまでの一時預り金であり、資金使途が制限されており専用口座に別途保管しております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権については、債権管理規程に従い、各事業部門が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況を把握し、また、市況や取引先企業との関係を勘案して、保有状況を継続的に見直しております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰り計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持等により流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2025年9月30日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額 (千円)	時 価 (千円)	差 額 (千円)
(1) 投資有価証券	714,892	714,892	－
資 産 計	714,892	714,892	－
(1) 長期借入金	2,979,200	2,864,171	△115,028
(2) 長期預り保証金	670,588	648,908	△21,679
負 債 計	3,649,788	3,513,080	△136,708

(※1) 「現金及び預金」、「売掛金」、「買掛金」、「未払費用」、「未払法人税等」、「保険会社勘定」、「預り金」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(※2) 「負債(1)長期借入金」には、1年内返済予定分を含めております。

(※3) 市場価格のない株式等は、「資産(1)投資有価証券」には含まれておりません。

入会預り保証金については、将来キャッシュ・フローの発生時点を合理的に見積ることなどができないため、「負債(2)長期預り保証金」には含めておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	当事業年度(千円)
非上場株式	148,880
入会預り保証金	4,504,650

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
其他有価証券				
株式	714,892	—	—	714,892
資産計	714,892	—	—	714,892

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	—	2,864,171	—	2,864,171
長期預り保証金	—	648,908	—	648,908
負債計	—	3,513,080	—	3,513,080

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額を残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期預り保証金

長期預り保証金の時価は、合理的に見積もった返還予定時期に基づき、信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

Ⅷ. 賃貸等不動産に関する注記

(1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社では、東京都等において、賃貸収益を得ることを目的として賃貸オフィスビル等（土地を含む）を所有しております。なお、賃貸オフィスビルの一部は当社が使用しているため、賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産としております。

賃貸等不動産及び賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産に関する2025年9月期における損益は、次のとおりであります。

	賃貸収益 (千円)	賃貸費用 (千円)	差 額 (千円)	その他（売却損益等） (千円)
賃 貸 等 不 動 産	990,405	370,170	620,234	△49
賃貸等不動産として使用 される部分を含む不動産	313,518	165,239	148,279	－

- (注) 1. 賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産には、サービスの提供及び経営管理として当社が使用している部分も含むため、当該部分の賃貸収益は計上されておられません。当該不動産に係る費用（減価償却費、修繕費、保険料、租税公課等）については、賃貸費用に含まれております。
2. 「その他」は固定資産除却損であり、特別損失に計上されております。

(2) 賃貸等不動産の時価に関する事項

これら賃貸等不動産及び賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産に関する貸借対照表計上額、当事業年度増減額及び時価は、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額（千円）			当事業年度末 の時価（千円）
	当事業年度期首残高	当事業年度増減額	当事業年度末残高	
賃 貸 等 不 動 産	9,496,433	△102,924	9,393,508	16,738,112
賃貸等不動産として使用 される部分を含む不動産	2,995,263	125,077	3,120,341	4,933,602

- (注) 1. 貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。
2. 賃貸等不動産の当事業年度増減額のうち、主な増加額は賃貸不動産の取得（18,322千円）、リニューアル（22,436千円）であり、主な減少額は減価償却（143,633千円）によるものであります。賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産の当事業年度増減額のうち、主な増加額はリニューアル（179,663千円）であり、主な減少額は減価償却（54,585千円）によるものであります。
3. 当事業年度末の時価は、主として社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づく金額であります。ただし、直近の評価時点から、一定の評価額や適切に市場価格を反映していると考えられる指標に重要な変動が生じていない場合には、当該評価額や指標を用いて調整した金額によっております。

Ⅸ. 関連当事者との取引に関する注記

種類	会社等の 名称	所在地	資本金 又は 出資金 (千円)	事業の 内容又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当 事者との関係	取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
主要 株主	室町ビル サービス 株式会社	東京都 中央区	50,000	建物総 合管理	被所有 直接 12.78	ビルメン テナンス等 の委託	建物改 修工事 の委託	204,803	未払金	196,139

- (注) 1. 取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
2. 取引条件及び取引条件の決定方針
- 工事の委託は、複数の事業者からの見積りを比較するとともに、当社内技術部門で査定を行い、価格の妥当性を検証のうえ工事代金を決定しております。

X. 収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	報告セグメント				
	保険事業	不動産事業	千本松牧場	ゴルフ事業	合計
営業収益					
顧客との契約から生じる収益	1,173,839	15,865	2,786,879	846,886	4,823,470
その他の収益（注）	－	1,276,338	11,936	－	1,288,274
外部顧客への営業収益	1,173,839	1,292,203	2,798,815	846,886	6,111,745

（注）その他の収益は、「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号）に基づく不動産賃貸収入等であります。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「I. 重要な会計方針に係る事項 4. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	当事業年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	355,729
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	413,533
契約負債（期首残高）	69,068
契約負債（期末残高）	103,433

契約負債は、主に顧客からの前受金であり、収益の認識に伴い取り崩されます。

当事業年度において認識した収益のうち、期首の契約負債残高に含まれていた金額は、44,519千円であります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間は、以下のとおりであります。

(単位：千円)

	当事業年度
1年以内	64,141
1年超2年以内	15,150
2年超3年以内	11,628
3年超	12,513
合計	103,433

XI. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額 2,355円50銭

1株当たり当期純利益 118円89銭

(注) 1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益は、当事業年度に行いました株式の分割が当事業年度の期首に行われたと仮定してそれぞれ算定しております。